

社会福祉法人 幸栄振興会

役員等名簿

令和7年6月

評議員

遠藤 妙子

斎藤 達弥

倉島 良舟

布施 征雄

石田 謙一

高橋 雅子

成田 誠一

理事

五十嵐 雅樹

堀内 雄次郎

山本 操

佐藤 二郎

五十嵐 慶

伊藤 淳子

監事

佐藤 通孝

樋口 佳代子

社会福祉法人
幸栄振興会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸栄振興会 定款第5条に規定する
評議員及び第15条に規定する役員（理事・監事）の報酬等
及び費用に関する事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号
に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価
として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊を含む）等の職務執行に伴い発生
する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うに要する費用は、弁償すること
ができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人幸栄振興会旅費規程に基づ
き支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。